

議会 だより

一般会計補正予算案などを可決

第2回光市議会定例会が、6月10日から30日までの21日間の会期日程で開催されました。

今回の議会では、平成17年度光市一般会計補正予算をはじめ、光市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例や、平成16年度の旧光市と旧大和町の各会計歳入歳出決算の認定についてなどが審議されました。また、議員提出による請願や意見書、決議が審議され、「おっぴい都市宣言」に関する決議などが可決されました。主な内容は、次のとおりです。

市道路線の認定について

開発許可により市に帰属した道路や計画道路、整備した道路の計9路線を市道として認定しました。

議員提出

請願

「上関原発建設反対を求める請願書」が、引き続き調査研究を要するため、継続審査となりました。

「光地区中学校教科書採択についての請願」が採択されました。

「2006年度中学校教科用図書採択に関する請願」が採択となりました。

意見書

地方議会制度の充実強化に関する意見書について

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について

市民生活を支える道路整備の推進を求める意見書について

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書について

以上、4件の意見書が可決されました。

決議

「おっぴい都市宣言」に関する決議が可決されました。

病院事業会計補正予算

光総合病院における人工透析室の増床に伴う建設改良費として6850万円を追加し、資本的支出を7億2811万3000円としました。

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されたことに伴い、市が設置する公の施設について、指定管理者の指定に関する手續等を定めました。

非常勤職員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

合併協議で定めた農業委員会委員の在任特例の期間満了に伴い、委員の報酬等を整理しました。

減価基金積立金 5000万円

介護保険制度の改正に伴う介護保険特別会計への繰入金 1744万円

平成16年度簡易水道特別会計決算に伴う繰入金 568万3000円

ふしめ健診などにかかる健康管理システム修正委託料 78万円

市営汐浜2区住宅火災復旧工事費 350万円

歳入

前年度繰越金 3億4998万8000円

諸収入 350万円

介護保険特別会計補正予算

平成18年度からの介護保険制度の改正に伴うシステム整備委託料や、国・県支出金にかかる前年度精算返納金などとして4514万9000円を追加し、予算の総額を33億5974万9000円としました。



平成17年度一般会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ3億5348万8000円を追加し、予算の総額を200億4278万8000円としました。

財政調整基金積立金

2億3000万円

子育て支援の各種制度を ご存じですか

乳幼児医療費助成制度

対象 小学校就学前の乳幼児（6歳到達後の最初の3月31日まで）
助成の範囲 健康保険が適用される範囲で、その自己負担額（ただし、入院時の食事代は全額自己負担となります。）

所得制限 父母の平成17年度市民税所得割課税額（定率控除前）の合計が8万2300円以下

母子家庭医療費助成制度

対象 母子家庭の児童およびその児童を養育する母
助成の範囲 健康保険が適用される範囲で、その自己負担額（ただし、入院時の食事代は全額自己負担となります。）

所得制限 平成17年度市民税所得割非課税世帯

児童扶養手当

離婚やその他の理由により、父親のいない児童を養育している母、または保護者に支給されます。
手当額（月額） 9880円～4万1880円（児童2人目）5000円

0円を加算、児童3人目以降「1人につき3000円を加算）」

所得によって支給額が変わります。本人または同居の人の所得が一定額以上の場合および公的年金や遺族補償を受けている場合は支給されません。詳細はお問い合わせください。

母子寡婦福祉資金貸付金

母子、寡婦家庭の生活安定や向上のため、県では次のとおり各種の貸付を行っています。

- 事業開始 283万円以内
- 事業継続 142万円以内
- 修学 月額2万9000円～6万4000円
- 技能習得 月額5万円
- 修業 月額5万円
- 就職支度 10万円以下
- 医療介護 医療「31万円、介護」50万円
- 生活 月額6万9000円～10万3000円
- 住宅 150万円以内
- 転宅 26万円以内
- 就学 3万9500円から59万円
- 結婚 30万円以内



詳細はお問い合わせください。

問合せ あいばく光社会課児童家庭係0833(74)3005

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある児童（心身に障害がある20歳未満の人）を養育している人に支給されます。

手当額（月額）
1級（重度）＝5万9000円
2級（中度）＝3万3900円

支給制限
受給者等の前年の所得が一定額以上ある場合

施設等入所している場合

毎年、所得状況届が必要で、受給者は、毎年8月11日から9月9日までの間に前年の所得の届け出をします。それに基づきその年の8月から翌年の7月までの手当の支給を決定します。

障害の程度により、該当しない場合があります。

問合せ あいばく光福祉課高齢障害係0833(74)3001

乳幼児医療費・母子家庭医療費助成制度の申請および更新の受付が始まります

平成17年7月31日まで有効の受給者証をお持ちの方は、更新の手續が必要で、また、前年度、助成を受けていない人も、受給要件（所得）を確認の上、8月31日までに申請してください。

助成対象期間 平成17年8月1日から平成18年7月31日まで
更新受付期間 7月11日から7月29日まで（土日、祝日を除く）

持参するもの 健康保険証、印鑑、更新の方は申請書（市から送付しますので、必要事項を記入してください。）

平成17年1月1日現在、光市以外に住所があった人は、住所があった市町村の平成17年度所得課税証明書が必要です。（乳幼児医療費は父母のものが必要です。）

申請先

- ・光地域…あいばく光
- ・大和地域…大和支所

問合せ あいばく光社会課児童家庭係0833(74)3005